

国際知財司法シンポジウム2024(JSIP2024)

～日米欧における知的財産紛争解決～

特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課	企画班長	行武	哲太郎
特許庁審判部審判課	課長補佐	田辺	正樹
特許庁審判部審判課	企画係長	鹿谷	真紀

1 はじめに

「国際知財司法シンポジウム2024」(JSIP2024)の2日目(10月25日)は、特許庁パートのプログラムが実施され、日本国特許庁長官の挨拶、日本国特許庁、米国特許商標庁及び欧州特許庁の各庁からの専門家による講演及びパネルディスカッション並びに日本国特許庁審判部による模擬口頭審理が行われた。

なお、当日の配布資料のデータやアーカイブ動画は、特許庁のウェブサイト¹からアクセス可能である。特に仮想事例における証拠の詳細などは本記事においては紙幅の都合で一部省略していることから、必要に応じて当日の配布資料のデータも参照されたい。

2 冒頭挨拶

小野洋太特許庁長官から、世の中の「デジタル化」に伴い、特許庁の審判においても手続面と実体面の両面におけるデジタル化への対応が重要となるところ、本シンポジウムのプログラムを通じて、日米欧の審判制度や運用に対する理解が深まることへの期待が示された。



小野長官の冒頭挨拶



田村審判部長の講演

1 特許庁ウェブサイト <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2024.html>

3 講演

日米欧の専門家から、「各庁における審判施策の最新動向」及び「特許庁と裁判所との関係」についての講演が行われた。

(1) 各庁における審判施策の最新動向

(ア) 日本国特許庁（JPO）田村聖子審判部長の講演

田村聖子審判部長の講演では、まず、拒絶査定不服審判、無効審判、異議申立、判定、審決取消訴訟等の動向について紹介された。

そして、オンライン化・デジタル化の推進の施策として、オンライン口頭審理や、審判手続における申請書類のデジタル化の推進、具体的には、2024年1月から、特許庁が提供する出願ソフトを通じて審判請求書等の提出がオンラインでも可能となったこと等が紹介された。また、審決及び判決に対する理解を共有することを目的とした審判実務者研究会、各国・地域の知的財産庁等との審判分野における国際的な連携・協力に向けた取組みが紹介された。

(イ) 米国特許商標庁（USPTO）Scott R. Boalick特許審判部（PTAB）首席審判長の講演

Scott R. Boalick首席審判長による講演では、まず、PTABの組織構造について紹介された後、請願件数、審理開始率、和解件数及び和解率などを含む審判関連統計の動向について紹介された。

次に、2021年の最高裁判所の決定に基づき、AIAレビュー²の最終的な書面による決定を、長官レビューにおいて審査できるようになったことが紹介された。

そして、PTABによるアウトリーチ活動として、PTABのウェビナーや新しい弁護士向けのプログラム、無料の法的支援を提供するプロボノ・プログラムなどを行っていることが紹介された。



Boalick首席審判長の講演



Bechedorf部門長の講演

(ウ) 欧州特許庁（EPO）Ingo Bechedorf審判部法律審判部門長の講演

Ingo Bechedorf部門長による講演では、まず、過去5年間の取組の成果として、2024年6月末時点で係属中の案件が約4,100件まで減少し、処分まで受理後30か月を超える案件の割合が10%未満になったことが述べられた。その後、各種審判関連統計の動向が紹介され、新たな目標とし

2 米国改正特許法（AIA）により定められた特許の有効性を争うための審判手続の総称。